

日米安保条約の国内化と朝日新聞

—社説にみる日本防衛論(5)—

水 野 均

1 問題の所在

『朝日新聞』（以下、『朝日』とも略す）が日米安保条約（以下、安保条約とも略す）にどのような姿勢で臨んできたか — 。この疑問に対して筆者は既に日米安保条約の締結（1951年）から改定（1960年）を経て3度目の自動延長（1990年）に至る期間に焦点を当て、『朝日』の発表した社説に基づいて検討を試みた。そして『朝日』はその間、①日米安保条約に対して一種の「条件付き容認論」を掲げて日本政府及び世論に働きかけたものの、②「安保条約を容認するための条件」が十分に達成されないまま、同条約に基づく日米両国間の防衛協力体制が拡大・強化された、という一応の結論に達している⁽¹⁾。

こうした『朝日』の姿勢は、1990年代における「周辺事態法」等の成立を通じて日米安保条約が日本の国内に一層深く定着する、いわば「国内化」する過程においても続いたのであろうか。そしてその結果、『朝日』の主張する「日米安保条約を

(1) 拙稿「日米安保条約の締結と朝日新聞 — 社説にみる日本防衛論」『千葉商大論叢第41巻第3号』2003年、67-87頁。「日米安保条約の改定と朝日新聞 — 続・社説にみる日本防衛論」『千葉商大紀要第42巻第1号』2004年、21-41頁。「日米安保条約の延長と朝日新聞 — 社説にみる日本防衛論(3)」『千葉商大紀要第42巻第3号』2004年、273-294頁。「日米安保条約の強化と朝日新聞 — 社説にみる日本防衛論(4)」『千葉商大紀要第43巻第1号』2005年、67-87頁。

容認するための条件」は満たされたのであろうか。

以上の疑問に回答を見出すため、今回は1990年代の日米安保条約をめぐる動きに対して『朝日』の展開した主張を、引き続き同紙の社説を基に検討したい。

2 冷戦後の日米安保構想と『朝日』

1992年12月25日、宮沢喜一・首相の私的諮問機関「21世紀のアジア・太平洋と日本を考える懇談会」（座長は石川忠雄・慶応義塾長が務めた）は、「開放性の推進と多様性の尊重」を副題とする報告書を宮沢首相に提出した。この報告書では、日米安保条約に基づく米国の軍事的・政治的な存在を「『軍事大国にならない』という日本の基本的な立場への信頼を支えている」と高く評価すると同時に、「冷戦構造の崩壊が日本の政治的な役割拡大への条件を用意した」として、日本が地域紛争の予防・予知・抑止、関係国との政策対話、情報収集能力の強化等に取り組むことを提案した⁽²⁾。これは宮沢首相の「全欧安保協力会議（CSCE）のようなものをモデルとしてアジア安保構想を作りたい」という意図を反映したものであった⁽³⁾。

しかしこの報告書では、日本の取り組むべき具体的な内容について、「ロシアや中国との対話の必要性」を強調するなど、抽象的な表現にとどまっていた。それにもかかわらず『朝日』は、翌26日付の社説「『アジア安保』を考える前に」で、アジア太平洋地域の現状が、中国やロシアの国内情勢、北朝鮮の動向等、「多くの不透明な要素を抱えて」いるゆえに、「（アジア太平洋）地域の全域を包み込む安全保障協力の構想は組みにくい。」として、報告書の指摘する関係国間の対話を、「現実的で妥当な提案である」と、一定の評価を下した。

翌1993年7月、自民党の単独政権に代わり、細川護熙（日本新党）を首班とする非自民連立政権が成立し、この内閣には社会党も参加することとなった。連立政権の発足に先立ち、非自民7党の合意した政策協定には、「外交及び防衛等国の基本政策についてこれまでの政策を継承し、アジアの平和と発展に貢献する」との文言があった⁽⁴⁾。そこには、上記した宮沢内閣時代の報告書に記された「日米安保条約

(2)(3) 『朝日新聞』1992年12月26日。

(4) 同上、1993年7月30日。

の枠組みをアジア太平洋地域の安全保障体制と関連させる」という内容との整合性が浮かび上がっていた。

一方、この時期の日米関係では、両国間の貿易不均衡等を原因とする摩擦が懸念されていた。このような中、翌1994年3月に来日した米国のクリストファー国務長官は、日本側との首脳会談で、①日米関係は安保条約を基礎とした同盟関係である、②日米両国は世界の平和と安定に責任を負っている、③日米両国は経済面での緊張を深刻化させることなく関係を維持しなければならない、という点を確認した⁽⁵⁾。

これを受けて『朝日』は同年4月8日、「日米安保対話を恐れるな」と題する社説を掲げた。そこでは、「日米安保条約とそれに伴う諸協定は、米ソ二極体制下の産物だった。」と位置づけ、「冷戦が終わると、朝鮮半島などに問題は残るにしても、ソ連脅威論に端を発する本来の存在理由の多くは消滅した。」ゆえに、「安保体制を論じる場合、体制堅持派も完全否定派も、まずこの現実を直視することから出発すべき」であり、「今後、安保条約が何を対象とすべきか、がまず問われなければなるまい。」と指摘した。その上で、「安保条約の軸足」として「日本の安全に対する比重が比較的減ったかわりに、その分、アジア、中東の安全に重みがかかっていくように見える。」として、「日米両政府は、この実態を明確にした上で、アジアにおける新しい安全保障の枠組みを模索すべきである。」と提唱していた。

このように、『朝日』は冷戦後における安保条約の価値を否定するのではなく、むしろそれに新しい意義を見出した上で維持・運用する必要性を強く訴えており、その限りでは宮沢・細川の両内閣と基本的に変わりなかった。しかしその反面、『朝日』も政権側も、「安保条約の新しい意義」という肝心な内容について何ら具体的に示してはいなかった。それは結局、「米国からの要求に日本が無批判に応ずるような事態への有効な歯止めを『朝日』が示し得ない」ということを意味していた。

さらに同年7月、非自民連立政権に代わって、社会党の村山富市・委員長を首班とする自民党・社会党・新党さきがけによる連立政権が発足した。そして村山首相は同月20日、衆議院での答弁で、「日本の安全を守り、日米協力関係の政治的基盤を維持し、アジア太平洋地域の安定を図るため、日米安保体制を堅持する」⁽⁶⁾と発

(5) 同上、1994年3月11日。

(6) 第130回衆議院会議録第2号（1994年7月20日）、16頁。

言した。さらに同月28日、社会党は中央執行委員会で、「当面する政局に臨むわが党の基本姿勢」案を決定した。そこには、「(社会)党は自らの自己改革の歴史、冷戦構造と55年体制の崩壊、首相を支える責任政党の立場を踏まえ、安保防衛政策を含む重要政策の転換を進める」として、「日米安保条約は、冷戦後の日本の役割増大や日本とアジアの関係を視野に入れて、引き続き堅持する。日米安保体制を『地域紛争対応』や『(国連)PKO参加型』に変更していく動きを厳しくチェックし、将来は国連およびアジア太平洋地域の安全保障システムの中に包摂していく努力を積み重ねる。」という文言が並んでいた⁽⁷⁾。ここでは言うまでもなく、「日米安保条約の枠組みとアジア太平洋地域の安全保障体制との関連」という宮沢・細川内閣と同様の方針を、安保条約を容認する際の条件として掲げていた。

こうした社会党の政策転換を、『朝日』は同月29日付の社説「社会党よ、丸のみはよくない」で、村山首相が安保条約を堅持する理由に「異存はないが冷戦期の対応を軸とする現行の日米安保体制がそのまま有効なのか、が今まさに問われているのではないかと苦言を呈した。しかし、「安保条約を堅持する理由に異存はない」という表現のとおり、『朝日』の主張は村山内閣と同様、安保条約の「条件付き容認論」を採っており、事態を転換させるための有効な術を提示することはなかった。同年9月、社会党の臨時党大会は激論の末、「我が党の基本姿勢」案を承認した⁽⁸⁾。こうして国会に属する主要な政党・会派は共産党を除き、日米安保条約及びその枠組みを基本的に容認することとなった。

その一方、同じ年の8月、細川内閣時に首相の私的な諮問機関として設けられた「防衛問題懇談会」(座長は樋口廣太郎・アサヒビール会長が務めた)は、『日本の安全保障と防衛政策のあり方』と題する報告書(樋口レポート)を村山首相に提出した。同報告書は、「日本自身の安全を一層確実にすると共に、世界的並びに地域的な規模での多角的な安全保障を効果的に行うため、日米安全保障関係の機能を充実させる必要がある」と記していた⁽⁹⁾。日米安保条約を容認すると同時に新しい役割を見出そうとする動きは、『朝日』のみならず日本の政府内部にも次第に浸透し

(7) 『朝日新聞』1994年7月29日。

(8) 同上、1994年9月4日。

(9) 細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、1270-1290頁。

つつあった。

3 日米安保協力の新展開と『朝日』

1995年2月、米国防総省は、「東アジア戦略構想」(通称ナイ・レポート)を発表した。そこでは、「安全保障は酸素のようなもので、なくなり始めてからその存在に気づく」、「米国の安全保障プレゼンスは、東アジア発展のための『酸素』を提供する貢献をしてきた」という指摘の下に、「アジア太平洋地域についての米国の安全保障戦略は、この40年間にわたって戦略の核心であった二国間同盟を強化することに重点を置いている」、「多国間メカニズムは米国の二国間同盟を補完するものであり、それにとって代わるものではない」と、上記した樋口レポートに言う「多角的な安全保障」より日米安保条約を重視する方針を明言した。そして、「日米両国の二国間パートナーシップを強化」し、これを「地域及びグローバルな安全保障促進の基本的メカニズム」とする方針を打ち出していた⁽¹⁰⁾。

これに対して『朝日』は同年5月3日、「国際協力と憲法」と題する社説と特集を掲載した。その特集における提言「冷戦型安保の脱却を」では、「安保条約の『極東』の範囲を超える在日米軍の行動や、事前協議の性格のあいまいさは、日米関係の健全さを損なってきた。」が、「信頼できる地域安全保障の仕組みがなく、域内諸国の多くが紛争抑止力としての米軍の展開と日本の支援を期待する間、安保体制の改編は漸進的に進める必要がある。」と、従来どおり安保条約に対する批判的な議論を続けながら、その廃棄などを決して求めることなく、「負の効用」を除去した上で「日本の安全を守るために最も効果的に運用する」よう政府側に要求していた。

その一方、日米安保条約下の「事前協議」制度による「核兵器の日本への持ち込み禁止」という政府の見解に対しては、この時期に重大な疑惑が浮上していた。

1994年5月、元京都産業大学教授の若泉敬(国際政治学者)は、沖縄の日本への返

(10) 同上、1297-1313頁。なお、「ナイ・レポート」の出た背景には、樋口レポート(前出)を読んだ米国側が「日本が冷戦後、米国との同盟関係から距離を置き始めるのではないか」という懸念を抱いたこともあったといわれる。田村重信『日米安保と極東有事』南窓社、1997年、65-67頁。

還に先立ち、自身が佐藤栄作首相の命を受けて米国政府側と裏交渉に携わった体験を著書として公刊した。そこには、佐藤首相とニクソン米大統領が「沖縄の返還に際しては同地に保管する核兵器を撤去するが、以後の有事に際して沖縄への核兵器の再持ち込み及び通過を認める」との密約を交わしたという内容が記されていた⁽¹¹⁾。

この内容について『朝日』は、「村山首相が密約問題の真相究明に動いた気配はない」と国政の遅々とした対応を批判した⁽¹²⁾。しかしその一方、解説記事において「冷戦の終結という戦略環境の大きな変化や、通常兵器の性能向上という軍事技術上の要因ゆえに、米国は既にブッシュ（先代）政権の末期にほとんどの戦術核兵器を米本土に撤収し、水上艦船搭載の核兵器も撤去している」と指摘した上で、「沖縄に核兵器の再持ち込みを必要とする事態は今日では想定できず、『密約』が存在したとしてもその履行を迫られる可能性は乏しい。」と指摘するにとどまっていた⁽¹³⁾。そこには、「日本に実害さえ及ばなければ、日米安保条約の枠組みを批判する必要はない」とも読みとることの出来る論理が浮かび上がっていた。

4 沖縄の危機と『朝日』

しかし1995年の9月、沖縄県で米軍の兵士が婦女暴行事件を起こしたのをきっかけに、沖縄県民からは米軍基地の撤廃を強く求める声が上がった。沖縄県では1972年の日本への復帰後も米軍基地の縮小が進まず、1995年時点で沖縄県の県土面積の10.8%、在日米軍基地の総面積中75%を占めており⁽¹⁴⁾、これが沖縄県民の強硬な姿勢を増幅させる要因となっていた。こうした中で大田昌秀・沖縄県知事は、駐留軍特別措置法に定められた米軍用地の強制収用を認める署名を拒否するに至った。

こうした事態の中で『朝日』は同年11月、日米安保条約についての世論調査結果を発表した。そこでは「安保条約が日本のためになっていると思うか」という問いに、「ためになっている」との回答は日本の本土で42%、沖縄では23%と共に過半

(11) 若泉『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文芸春秋社、1994年。

(12) 『朝日新聞』1995年7月1日。

(13) 同上、1996年1月28日。

(14) 島基晃『ヤマトンチューのための沖縄問題・基礎知識』亜紀書房、1996年、59-60頁。

数を割り込み、「ためになっていない」という回答は本土が28%、沖縄が38%であった。その一方で「安保条約を今後も維持することに賛成か否か」という問いには、「賛成」が本土64%で沖縄41%にも上り、「反対」は本土21%、沖縄38%という結果を示していた。しかし「賛成」の理由として、本土で最も多かったのは「日米関係の維持」の24%で「日本の平和と安全に役立つ」の16%がこれに続き、沖縄では「日米関係の維持」と「日本の平和と安全に役立つ」が共に12%で並んでいた。また「アジア太平洋地域の安定のためには米国がこの地域で軍事的な影響力を維持することが必要だと思うか否か」という問いには、本土の40%と沖縄の24%が「必要だ」と答えたが、「そうは思わない」が本土で48%、沖縄で61%にも上っていた⁽¹⁵⁾。

この調査結果を踏まえて『朝日』は、国民の多くが「安保は維持したいと考えている」と捉えた上で、「問題はの中身」であり「米国がめざす『安保の地球規模化』とは違うようである。」と指摘した。そして「安保体制の今後」として、①紛争発生後の軍事的対応を中軸に据えたもので、古典的な軍事型安保②紛争をいかに防ぐかに力点をおいた予防型安保③軍事や経済など、あらゆる分野を網羅した総合型安保 — の3つ」を挙げ、日本の選択肢として「アジアに多国間の安全保障機構をめざしながら、当面は日米安保体制を①から②へと移行させることである。」と論じていた⁽¹⁶⁾。そこには、米国政府の思惑とは異なった形で安保条約を継続しようという主張が示されていた。

しかし翌1996年3月、台湾が初めて総統の直接選挙を実施すると同時に、中国海軍は台湾海峡で大規模な軍事演習に乗り出した。こうした中国の動きに懸念を抱いた米国は横須賀から空母インディペンデンスを演習海域に派遣するなど、東アジアにおける国家間関係は依然として危機的かつ不安定な要素を残していた。さらに同年4月、沖縄県の読谷村にある米軍の楚辺通信所は、大田・同県知事が土地の強制収用手続きを拒否したために使用期限が切れ、「不法占拠」の状態に陥った。こうした日本の国内と国外で生じた日米安保条約を揺るがしかねない問題を解決する必要に、日米両国政府は迫られることとなった。

(15)(16) 『朝日新聞』1995年11月11日。

5 日米安保共同宣言と『朝日』

翌1996年4月17日、日本の橋本龍太郎・首相（自民党）と米国のクリントン大統領は、日米安全保障共同宣言を発表した。同宣言は、「日米両国は、アジア太平洋地域における多国間安全保障の枠組みを一層発展させるために尽力する」と、『朝日』の従来から提唱する安全保障構想と共通する内容を盛り込んでいた。しかしその一方では「日米安保条約に基づく米国の抑止力は日本の安全保障の拠り所である」と、従来から日本政府の掲げる方針を明記し、「沖縄の米軍基地に対する整理・統合・縮小」も、「日米安保条約の目的と調和を図る」という条件の下で行うこととされた。さらに同宣言は、「日米安保条約に基づく日米間の安全保障協力は、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のために不可欠であり、日本の周辺地域における事態で日本の平和と安全に重大な影響を与える場合に対応するために日米間で研究・政策調整を行う」という内容を含んでいた⁽¹⁷⁾。これは、先述した中台間の緊張のような事態に日米両国が共同して対処するためにも、沖縄の米軍基地を安定した形で維持しようとする方針の表明であった。そしてこの共同宣言の方針に基づき、日米両国政府は安保条約に基づく共同防衛体制を一層強化するための作業に着手することとなった。

これに対して『朝日』は、同じ年の5月3日、「集団的自衛権論の迷走」と題する社説を掲げた。そこでは、「国会の場で、日本政府は『集団的自衛権の行使を認めたいということであれば、憲法を改正するよりない』との立場を取ってきており、またそこでは、『何が集団的自衛権の行使に当たるか否か』については、具体的な事例を想定した議論も行われてきた」と指摘し、「冷戦後、確かに国際情勢は大きく変わった。」が、「（日本が）安保体制の下で積み重ねてきた『基地は提供するが、軍事的負担は抑制する』という政策を変えなければならない事態が、日本側から見て、生じているだろうか。」として、「アジア太平洋地域での多国間の対話や協議を重ねつつ、この地域の中長期的な平和に役立つ枠組みへと、日米安保体制を構成し直す道を探るべきだ」との主張を掲げた。またさらに別の社説では、基地のあり方

(17) 前掲書『日米関係資料集』1345-1353頁。

への批判を展開した。

しかしこれらの社説は、本質的に安保条約を否定しているのではなく、また日米安保条約の具体的な代案（地域的安全保障等）を明示していなかった。加えて「日米安保条約の下で、日本に集団的自衛権の行使を禁じたり軍事的な負担を抑制する」ための具体的な基準が不明確なままに放置されている以上、それらに有効な歯止めをかけ続けるのは極めて困難であった。

同年9月10日、日本政府は沖縄県の経済振興を目的とする50億円の特別計上費を計上することを閣議で決定した⁽¹⁸⁾。そして同月13日、沖縄県の大田知事は、前年以來拒否していた米軍用地の強制収用に応じた⁽¹⁹⁾。そこには、日本政府から沖縄振興の具体策を得た以上、「強制収用に反対する県民の意に反するのは自分の考えにそぐわないが、将来における沖縄の活路を見出したい」という大田の決断があった⁽²⁰⁾。

そして同じ年の10月、衆議院の総選挙が行われた。連立与党は、「日米安保ガイドラインの見直しを含め、日米安保体制の信頼性の維持・向上に努めると同時に、日本周辺有事への対応、アジアでの信頼醸成に努める」（自民党）、「安保ガイドラインの見直しは憲法が禁じている集団的自衛権に抵触しない範囲で行う」（社民党）、「安保ガイドラインの見直しでは、周辺地域の有事に際して日本の果たす役割を検証し、グレーゾーンを解消する」（新党さきがけ）をそれぞれ安全保障政策の基本方針に掲げて選挙戦に臨んだ。選挙の結果、自民党は過半数に達しなかったものの239議席を獲得し、引き続き連立与党の中心として政権を担うこととなった。その一方で社民党は15議席、新党さきがけは2議席と共に減少し、選挙後は閣外協力へと転じた。他方で「安保ガイドラインの見直しでは憲法の範囲内で日本の積極的な役割を明確にする」という政策方針に掲げた野党の民主党は、社民党や新党さきがけを上回る52議席を獲得した。この選挙結果は、日米安保条約の維持・強化という方向性を有権者が容認したことを示していた⁽²¹⁾。

そして、この選挙結果を受けて日本政府は、米軍に日本国内の基地を提供する手続きを定めた駐留軍特別措置法（特措法）の改定に着手することとなった。改定の

(18) 『朝日新聞』1996年9月11日。

(19)(20) 同上、1996年9月14日。

(21) 各党の選挙公約は、同上、1996年10月12日。

骨子は、米軍による土地の使用を県の収用委員会に申請した後は、収用委員会が申請を却下しても米軍が土地を使用することを可能とする点にあった。これは先述した米軍の楚辺通信所が土地の使用期限切れに追い込まれたような事態の再発を防ぎ、米軍による基地の使用を安定化することを目的としていた。その結果、沖縄が本土に復帰して25年目を迎える1997年の4月17日、国会は政府の提出した特措法の改定案を実質9日間という短期間の審議の後に可決し、米軍の基地は沖縄に一層強く固定化されることとなった。

『朝日』は翌4月18日付の社説「この二十五年は何だったのか」で特措法改定の経緯を振り返って、「安保も大切だが基地も減らせるはずだ、という立場からの議論はほとんど見られなかった。」と指摘した。しかしそれは、日米安保条約の存在を容認するものの、そこに生ずる問題を解決するための具体策を提示し得ない、『朝日』自らに対する批判でもあった。

そして同じ年の5月、『朝日』は本土と沖縄を対象とした世論調査の結果を発表した。それによると、「日米安保条約を今後も維持することに賛成か否か」という問いには、本土で「賛成」が76%で「反対」が13%、沖縄で「賛成」が57%、「反対」が27%と、それぞれ「賛成」が過半数を占めていた。次に「アジア太平洋地域の安定のためには、米軍の影響力が今後も必要か」という問いには、本土で「必要だ」が51%、「そうは思わない」が35%に対して、沖縄では「必要だ」が37%、「そう思わない」が49%と、本土に比べて否定的な意見の割合が高くなっていった。さらに「沖縄の米軍基地の将来像」については、本土では「段階的に縮小する」が72%、「直ちに全面撤去する」が15%、沖縄では「段階的に縮小する」が72%、「直ちに全面撤去する」が14%と、共に基地の撤去を求める声が圧倒的な多数に上っていた。しかし「沖縄基地の一部を本土に移すことに賛成か否か」という問いに、沖縄では「賛成」の59%が「反対」の30%を上回ったのに対し、本土では「賛成」が30%にとどまる一方で、「反対」は59%にも達していた⁽²²⁾。

その一方で同月25日、沖縄県労働界の幹部は、自民党の開いた「沖縄県総合振興対策等に関する特別調査会」で、「沖縄に対する総合振興対策の特段の配慮は、安保の過重な見返りであることを、我々は率直に受け止めてやっていく必要がある。」

(22) 同上、1997年5月12日。

と発言していた⁽²³⁾。世論の大勢が安保条約の枠組みを容認する一方で、米軍基地の負担を分け合うことに本土は難色を示すが、沖縄は経済的な弱さから基地の存在を甘受せざるを得ない — この状況の結実が、特措法の改定に他ならなかった。そしてここにみられた安保条約の「国内化」は、沖縄に続き、今度は日本国の全体を対象として行われることとなった。

6 「新ガイドライン」の胎動と『朝日』

1997年6月7日、日米両国政府は「日米防衛協力のための新指針（新ガイドライン）」の中間報告を発表した。それによると、新指針は「平素から行う協力」、「日本に対する武力攻撃」に加えて、「日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合（周辺事態）」に際して、「日米が協力して効果的にこれに対応しうる体制を構築すること」を最も重要な目的の一つとして掲げた。この「周辺事態への対応」は、1978年に作成された旧ガイドライン（前出）において「具体的な準備を見送った」ものであった。

そして、新指針を策定する際の基本的な前提として、「日米安保条約及びその関連取り決め」は変更されず、「日本のすべての行為は、日本の憲法上の範囲内において行われる」とされた。その結果、日本は「周辺事態」における対米協力として、「施設・区域（在日米軍基地）及び自衛隊施設・民間空港・港湾の使用」と並んで、「日米安保条約の目的達成のため活動する米軍に対して、後方地域での支援を行う。」ものとされた。しかし、「後方地域」の範囲は、「主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本周辺の公海及びその上空に行われることもあると考えられる。」と、極めて曖昧な定義しかなされていなかった⁽²⁴⁾。

『朝日』はこの新ガイドライン中間報告が出た直後の6月9日、解説記事で「周辺事態」の「周辺」が示す地理的範囲が不明確な点等を批判した上で、「新たな日

(23) 伊佐真一郎・全沖縄駐留軍労働組合執行委員長の発言。田村重信編著『龍ちゃん流 橋本龍太郎』KKベストセラーズ、1998年、135頁。

(24) 『朝日新聞』1997年6月9日。

米防衛協力は、このまま出発すると、白地図の上をひたすら米国にくっついて走るようなことになりかねない。」ゆえに、「いま（日本に）必要なのは、冷戦後の日本の国益に加え、アジア太平洋諸国の国益と視点を十分に考慮した地図を自分で描き、行動基準と範囲を自分で決めること」であり、「新防衛協力も、それがあって初めて、自らの展望と基準をもって対米支援を断ったり、そのカードを懐に米国を動かしたりすることが出来るのではないか。」「唯一の超大国と組んで仕事をするには、それぐらいのしたたかさが要だ。」と主張した。

また同じ日の社説「有事への指針とは何か」では、「中国は繰り返し（新ガイドラインが）中国封じ込めにつながることへの警戒感を表明している。」ことを指摘し、「（日本政府は新ガイドラインが）中国封じ込めのための新指針ではないことを（対米協議の上で）明確にする必要がある。」と、新ガイドラインが日本の外交関係に悪影響を及ぼす事態に強い懸念を表明していた。

以上に掲げた『朝日』の主張は、新ガイドラインに対する批判を強調していたものの、具体的な代案は何ら提示されていなかった。加えて、解説記事のように、「日米防衛強力に必要なもの」として「日本側の展望と基準」を指摘する一節は、結果として「日中関係を悪化させないことを条件に安保条約に基づく日米両国間の防衛協力を事実上肯定する」という見解を表明した以外の何物でもなかった。

なお、自民党の山崎拓・政務調査会長は同年7月2日、訪問したハワイのホノルルで同行の記者団に、「新ガイドライン中間報告の『周辺地域』は、日米安保条約の文言にある『極東』とは変わるかもしれない」と述べた⁽²⁵⁾。その背景には、「極東」の範囲を具体的に示した（1960年の安保条約改定時における国会での答弁を参照）ように「周辺地域」の範囲を具体的に示すのではなく、「日本の平和と安全に重大に関わる」場合の地域と定義することによって、中国等日本の近隣諸国からの警戒心を喚起しないようにするとの狙いがあったと言われる⁽²⁶⁾。山崎の発言には、『朝日』の指摘する新ガイドラインへの懸念を払拭しようとする自民党の意図が浮かび上がっていた。それは同時に、「周辺地域の範囲を特定しない」⁽²⁷⁾ことで、米軍が行動する際の自由裁量権の拡大を目ざす米国政府の思惑とも一致するものであっ

(25)(26) 同上，1997年7月6日。

(27) キャンベル・米国防次官補代理の発言。同上，1997年7月6日。

た。

7 「新ガイドライン」の完成と『朝日』

1997年7月16日、北京を訪れた自民党の加藤紘一・幹事長は中国政府・共産党の要人と会談した。その際、中国側からは、「日米安保条約の適用範囲に北東アジア・台湾海峡・南シナ海が含まれるという主張が日米両国に存在する」等、新ガイドラインの対象地域に中国が含まれることへの懸念が提起されたが、加藤は「新ガイドラインの対象地域としては中国を念頭に置いていない」という点を強調し、中国側も「加藤氏の発言を喜ぶ」と応じた⁽²⁸⁾。ところが、これに対して梶山静六・内閣官房長官は同月25日、首相官邸で記者団に対し、「新ガイドラインは対象とする地域を特定しない方が抑止力になり、9割以上が朝鮮半島を問題としているのは間違いないが、その他の地域が問題ではないなどと無条件に言ってはいけない」と、北京での加藤の発言を批判した⁽²⁹⁾。

このような新ガイドラインの適用範囲をめぐる議論は容易に収拾する気配を見せなかったが、同年9月4日、訪中した橋本首相は北京で李鵬・中国首相との会談に臨み、「新ガイドラインでは、中国を含めて特定の地域や国における事態を想定してはいない。」と述べたものの、「台湾が新ガイドラインの対象地域に含まれるか否か」については明らかにしなかった。これに対して李鵬は、「新ガイドラインが対象地域に台湾を含むとすれば、中国は受け入れられない。」としながらも、「日本側の慎重な対応を期待する」と、橋本の発言を評価する姿勢を示した⁽³⁰⁾。

「新ガイドラインは朝鮮半島の有事を当面の対象としているが、台湾海峡の有事を対象から外すことは考えられない」とする米国側の思惑と、「新ガイドラインに基づく中国への抑止政策を警戒する一方、対米関係も対日関係も重視する」という中国側の意図を釣り合わせた上で、新ガイドラインに基づく米国との防衛協力を強化しつつ、中国との友好関係を維持する。— 橋本の発言には、そのような思惑が

(28) 同上，1997年7月17日。

(29) 同上，1997年7月26日。

(30) 同上，1997年9月5日。

潜んでいた。それは同時に、『朝日』の主張する「超大国と組んで仕事をする際のしたたかさ」(前出した同年6月9日付の解説記事を参照)の産物でもあった。

そして同月23日、日米両国政府は、「日米防衛協力のための新指針(新ガイドライン)」を完成し、合意した。新ガイドラインの基本的な内容は、前述した中間報告をほぼ踏襲していたが、「周辺事態」の概念として、「地理的なものでなく、事態の性質に着目したもの」とする定義が付加されていた⁽³¹⁾。

『朝日』は同月28日、社説「ぬぐえぬ疑念と不安」で新ガイドラインを狙上に上げた。そこではまず橋本首相が「ひとつの中国」政策の維持を明言する一方で、指針には「台湾を新ガイドラインの対象地域として排除されるべきではない」とする米国の主張を取り入れた点について、「日中の信頼関係を損なう危うさを感じざるを得ない。」と指摘し、続いて、自衛隊による米軍に対する後方支援が「戦闘とは一線を画される地域で」という制約の下に行われる点にも、「一步間違えれば、集団的自衛権の行使や海外での武力活動を禁じた憲法に違反しかねない。」と批判した。その上で「憲法と安保条約上の本来の義務に照らして、新指針の行き過ぎを制し、具体化と運用に厳密を期すのは、政治の役割」であると主張した。そして、日本が新ガイドラインに基づく軍事的な役割に「協力するか否か、どういう協力をするのか」というひとつひとつの決断が、日本と周辺諸国の外交関係、ひいては日本自身の利害に直結する。」が、「この新ガイドラインに中国・韓国・ロシア・東南アジア諸国が懸念を抱いている」と付言していた。

以上の文面には、新ガイドラインの存在自体に反対するような見解は示されておらず、当然の帰結として新ガイドラインに代わり得る現実的な安全保障政策の案も記していなかった。それに代わって指摘していたのは、「新ガイドラインが日本の外交関係に及ぼす悪影響への懸念」と、「新ガイドラインの具体化と運用に厳密を期待するのは、政治の役割である」という二点であった。これはまさに、『朝日』が新ガイドラインを容認する際の条件として挙げた「慎重な取り扱い」の具体的な表現に他ならなかった。

(31) 同上、1997年9月24日。

8 「周辺事態法」の胎動と『朝日』

翌1998年4月28日、日本政府は、新ガイドラインの内容に実効性を付与するために作成した「周辺事態法案」を国会に上程した。同法案は、その目的を「日本周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態（周辺事態）に対応して日本が実施する措置、その他の手続きその他の必要な事項を定めることにより、日本の平和及び安全の確保に資する」（第1条）と規定した。さらに、「周辺事態」に際して対米支援を行う「後方地域」を、「日本の領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる日本周辺の公海及びその上空の範囲」（第3条）と定義したが、そこには「台湾」や「朝鮮半島」等といった地理上の範囲を具体的に示す文言は示されていない⁽³²⁾。

このような立法措置を『朝日』は同月9日付の社説「事後報告ではすまぬ」において、「新たな日米安保体制の枠組みを、名実共に完成させようとするもの」であり、「その仕組み作りにあたって何より心すべきなのは、米国の軍事力行使に日本が自動的に参加するようになってはならないこと」であるとした。そして、そのためには、①集団的自衛権の行使・海外での武力行使に直結するような自衛隊の行動に対する制約、②対米協力における日本の自主的な判断が生かされるような日米間の枠組みの設定、③日本の行う対米協力に関する情報の国会・国民への十分な開示、が不可欠であるが、こうした諸点に関して日本政府の示した方針は、「重大な欠陥」を含んでおり、多くの国民が抱く「周辺事態の認定にあたって、日本政府が米政府の判断に引きずられ、なし崩し的に軍事協力が広がっていくのではないかという懸念が解消されない」と指摘して、「重要なのは、対米協力の決定にあたって国会の承認を必要とする制度を作ること」であると主張した。

以上のとおり、この社説は、「周辺事態法案」の持つ危険性を批判するものの、それを解決するための具体的な代案を示すことはなかった。そればかりか、「日米安保体制の枠組み作りにおいて不可欠な点」を指摘するなど、「周辺事態法」に基

⁽³²⁾ 「周辺事態法案」の全文は、同上、1998年4月29日。

づく日米防衛協力を事実上容認するような主張を展開していた。

ところが、「周辺事態法案」は国会に上程されたものの一向に審議に入る気配もなく、いわば「棚ざらし」のような状態となった。そこには、自民党の「この法案が同じ年の夏に行われる参議院の総選挙で争点化する事態を避け、選挙を有利に戦おう」という思惑があったとみられる⁽³³⁾。他方で社民党は、「周辺事態法案」に対する不満を抱いていたものの、それに代わる案を提示することもなかった。

こうした状態に、『朝日』は同年5月17日付の社説「棚あげせず論議せよ」で、自民党の姿勢を「選挙での得失を優先させ、重要法案の審議を避けるのは、政権政党のふるまいではない。」、野党の対応を「自民党が強引な姿勢を見せないのをいいことに、様子見を決め込んでいるとしか思えない」とそれぞれ批判を加えた。そして、「周辺事態法案」には「周辺事態」の定義等「詰めるべき問題」が多いゆえに「各党とも党内で、安全保障をめぐる討議を積み上げ」た上で、「直ちに（周辺事態法の）審議に入るべきである」と論じていた。すなわち、そこには、「周辺事態法案」を「日本の安全を損なうものである」として否定する姿勢は示されていなかった。

そのような中、新ガイドラインや「周辺事態法案」に不満を募らせていた社民党は同月30日、自民党との閣外協力を解消して連立与党から離脱し、さきがけもこれに続いた。続いて同年7月に行われた参議院選挙で、自民党は景気対策に不満を抱く有権者の批判を浴びて過半数を割り込む結果となった。橋本首相は退陣を表明し、橋本内閣で外務大臣を務めた自民党の小淵恵三が後継首相に就任した。

他方で、同年8月31日、北朝鮮の発射した弾道ミサイルが日本の上空を越えて太平洋上に落下したことがマスコミによって報じられるなど、日本を取り巻く安全保障環境には次第に危機感が高まりつつあった。

9 「周辺事態法案」の国会審議と『朝日』

その後、自民党は自由党（党首は元新進党党首の小沢一郎）との間で、「周辺事態法案」を成立させることで合意し、翌1999年1月、「周辺事態法案」は国会にお

(33) 同上、1998年4月26日。

ける審議の俎上に上ることとなった。

これに対して『朝日』は同月24日、「『周辺事態』とは何だ」と題する社説を掲げた。そこではまず、日米安保体制が「基本的に、(日本の米国に対する) 基地提供のかわりに、(日本が) 侵略を受けたときには米国が日本を助けに来る仕組み」であると、同紙が従来から主張している見解を提示した。続いて「地域紛争への対処や平和の回復にどう関わるか、その際に大きな役割を果たすだろう米国に対し、どのように協力するのかについて、準備しておくことは大切」であり、「協力の範囲と限界を定めるためにも、最小限の法制化は必要である。」と述べるものの、「周辺事態の『周辺』とはどこで、周辺『事態』とは何なのか」、「周辺事態を認定するのはだれか」という疑問点を「徹底的に洗い出す論議」が行われなければ、「周辺事態法案」を「このまま成立させるわけにはいかない。」と論じた。その上で、「肝心なのは、周辺事態の認定や支援の態様について、日本側の判断が貫かれる余地を、制度的にも実体的にも明確にしておくこと」であり、「いざというとき、米国の判断を日本政府がなんでも丸のみし、対米協力を発動することがあっては」ならず、「決定はあくまで、日本の主体的な国益判断からなされなければならない」と主張していた。そこには「周辺事態法案」及びその根拠となる新ガイドラインさらには日米安保条約への否定論・廃棄論は少しも示されず、「周辺事態法」の必要性を認める一方で、その慎重な運用を強く求めるという、従来と変わらない見解を提示しているに過ぎなかった。

そして同年3月、国会は「周辺事態法案」の本格的な審議を開始した。これに対して『朝日』の同月13日付の社説「『日米中』の将来を語れ」は、まず「周辺事態の定義」や「戦闘行動と後方支援の区別」等の従来から指摘している「周辺事態法案」の疑問点が未解決であると批判した。続いて「(日米防衛協力のための) 新指針の主導者である米政府にとって中長期的な最大の目標は、むしろ軍事的にも大国化していく中国の行動にどう対応するかにある。」と指摘し、「台湾問題が中台間の武力紛争に発展し、この紛争に軍事介入を決めた米国が新指針に基づいて日本に後方支援を要請する」というような事態も「まったくの絵空事」とは断言できないと強い警戒の念を表明した。そして、日本の外交政策における基本的な姿勢が「日米か日中か」ではなく、「日米も日中も」であると断言した上で、「(周辺事態法案を

めぐる) 国会審議は、台湾を『周辺事態』から除外するための政治的な手だてを検討することにとどまらず、中台関係、さらには米中関係を破局に至らしめないために、日本はいかなる外交努力ができるかを、論じ合うこと」が不可欠であると論じた。

以上のとおり、この社説は、「周辺事態法案」が日本の近隣諸国との関係、わけでも中国との関係に悪影響を及ぼす懸念を表明するのみで、そうした問題点を克服するための具体的な代案は(多国間安全保障構想の提唱を含めて)一切示されていなかった。加えて、「周辺事態法案」の抱える疑問点を解決することの重要性を指摘するなどの点は、結果として、「周辺事態法案」に対する「条件付き容認」ともいべき同紙の姿勢を示唆していた。

一方、「周辺事態法案」の審議が進むうち、自民党・自由党・公明党の間では同法案の修正をめぐる協議が進展しつつあった。他方、野党の民主党は党内で同法案に対する意見が対立したために、明確な対応方針を打ち出すのが困難な状況に追い込まれていた⁽³⁴⁾。

こうした状況に対して『朝日』は、同年4月14日付の社説「修正は原点を踏まえよ」でこの問題に触れ、「安易な法案修正が舞台裏の協議で事実上決着してしまう恐れ」があるとして、「与野党に対し、改めて原点に立ち返った取り組みを求めたい。」と主張した。その上で、「日本が近隣地域で武力紛争が発生した際の基本方針」及び「同紛争に関する対米協力の限界」を「あらかじめ明確にしておく」ために「最小限の法制化」が必要であり、「その際、貫かれるべき原則」として、「日本は集団的自衛権を行使しない」、「対米協力の地理的内容の範囲を、日本の安全を確保するという、日米安保条約の目的の枠内に限定する」、「日本の国内の基地からの米軍の出撃に関する事前協議等、日本の自主的な判断を担保するための日米協議の仕組みを法律に明記する」、「日本の対米協力がアジアの緊張を高めず、日本の国内世論とも調和を重視する」、「地方自治体や民間への影響を考慮し、法律の規定は明確かつ厳密に行う」を掲げていた。そこには結局、「周辺事態法案」に対する反対や代案の表明ではなく、「同法案を容認する際の条件」が従来よりも具体的に列挙されているに過ぎなかった。

(34) 同上、1999年4月9日。

10 「周辺事態法」の成立と『朝日』

1999年4月25日、自民党・自由党・公明党の3党は、「周辺事態法案」の修正について、①第1条の「日本周辺の地域における日本の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に、「そのまま放置すれば日本に対する直接の武力攻撃に至る恐れのある事態等」との例示を追加し、②同条に「日米安保条約の効果的な運用に寄与し」と付加することで合意に達し、「周辺事態法案」の成立に向けた動きは一気に加速することとなった⁽³⁵⁾。この修正は、「周辺事態法」が日米安保条約の枠内で実施されるという方針を明確化するものであった。

この内容について『朝日』は同月25日付の社説「こんな修正でいいのか」で、「法案の根幹にかかわる修正をめぐって、このようなあいまいさが残されたままでは、実際の運用に危うさがつきまとう。」「修正作業の基本は、日本が米国の軍事行動に自動的に参加することがないように、また対米協力が逆に地域の平和を損なうことがないように、制度的な歯止めを設けることに置かれるべきである」、「法案の目的は、(日本)国民の安全とこの地域の平和をより確かにすることであるはずだ。」と、厳しく批判した。しかし、その基調は従来通りの「条件付き容認論」の域を出てはいなかった。

一方、野党の民主党は「周辺事態法案」に賛成するための条件として、「周辺事態」の定義を「日本に対する武力攻撃に発展しかねないおそれのある場合」に限定する等の修正案を準備していた。しかし同党の内部には、旧社会党系を中心とする「周辺事態法案」に批判的な勢力が強く、結局、同法案への反対を党の方針として決定した⁽³⁶⁾。また同じ野党の社民党と共産党は、同月22日、「周辺事態法案」の廃棄を求めて共闘することで合意した⁽³⁷⁾が、同法案に代わる具体案の提示はなく、少数政党による抵抗には限界があった。

そして同月27日、「周辺事態法案」は自民・自由・公明3党の賛成によって衆議院

(35) 同上、1999年4月25日。

(36) 同上、1999年4月26日。

(37) 同上、1999年4月23日。

を通過した。翌28日、『朝日』は「冷戦の惰性を断つ時だ」と題する社説を掲げた。そこではまず、「周辺事態法案」の衆議院での通過を、「党内の意見対立から明確な方針が打ち出せなかった民主党をしり目に」、「周辺事態の認定」等「安全保障政策の大きな転換に対する国民の疑念」を解消しないまま、「米国の要請と政権基盤の安定とをてんびんにかけてながら（小淵政権が）奔走した」結果であると断じた。その上で、「周辺事態が起きれば、その解決には日米だけでなく、他の近隣諸国もかかわってこざるを」得ず、「在日米軍の行動や日本の対米協力のありようは、直接日本の利害を左右する。」として、「同じ米国との同盟といっても、日米安保体制とNATOは」異なり、「日本は集団的自衛権を行使せず、対外的な軍事関与も」行わないという「特質を生かした平和への貢献が、もっと求められて」おり、「指針関連法案をめぐって、国会で論議されるべきだったのは、まさにこうした広い視野に立った外交、安全保障政策である。」と、政府や国会の対応を厳しく批判した。

しかし翌5月24日、「周辺事態法案」は参議院も通過し、法律として成立するに至った。

そして翌25日、『朝日』は「平和への戦略を磨こう」と題する社説を公表した。そこでは、「周辺事態法」に「盛られた（日本による）新たな対米協力は、海外での武力行使と集団的自衛権の行使を禁じた憲法に抵触しかねない分野に」及んでいるゆえに、「米国の戦争への自動的な参加という枠組みには、絶対にしてはならない。」と強く主張した。

続いて社説は、「日米安保体制を認めるかどうか、この国の政治の分水れいだったのは、過去のこと」であり、「国民の意識も政党の勢力図も、実際的な政策判断を基調としたもの」となった点を指摘した。その上で「現実的であろうとするのは正しい」が、「それは脅威を過大に言い立て、軍事的な備えばかりを叫ぶことではなく、米中関係における緊張要因の解消や北朝鮮問題の安定化等を実現して日米安保体制の性格を転換させることにより、「信頼醸成と紛争予防、軍備管理などの機能をもつ、緩やかな地域的安全保障機構も、机上の構想ではなくなるだろう。」と主張していた。そこには、「周辺事態法」を既に存在するものとして、一層「国内化」された日米安保条約を、いかに日本の安全維持に役立つよう機能させるかの重要性が強く指摘されていた。

11 結論

1990年代の『朝日』は、沖縄の基地問題や新ガイドライン、「周辺事態法」等、日米安保条約をめぐる動きに直面した際、「アジア太平洋地域における新しい安全保障システムへの再構成」、「日中関係の悪化阻止」、「対米関係の重視」等を日本政府及び世論に訴え続けた。しかしここに言う「アジア太平洋地域における新しい安全保障システム」とは、ARF（1994年に発足したASEAN地域フォーラム）にみられるとおり、対話や説得等の非軍事的手段による紛争の予防を目的とするものの、現実に武力紛争が発生した場合には、日米安保条約のような軍事的手段を行使し得る組織に解決を委ねるしか術を持ち得なかった⁽³⁸⁾。この限りで『朝日』の主張は、日米安保条約の「国内化」を事実上容認する意味を持つこととなった。

そして日本の政府及び主要な政党も、そうした『朝日』の方針を受けて、特措法の改定や「周辺事態法」の成立に臨んだ。それは、日米安保条約の存在を基本的に容認する（経済面等の理由から米軍基地の存在に必ずしも同意できない沖縄を含めて）日本国民の世論の大勢とも一致していた。しかしその結果、安保条約における日本の対米依存は解消されることなく続き、日本は、極めて曖昧な形によって、一層軍事的色彩の濃い対米協力の枠組みを形成することとなったのである。

(38) 神谷万丈「アジア太平洋における重層的安全保障構造に向かって — 多国間協調体制の限界と日米安保体制の役割」『国際政治』第115号、1997年、151-155頁。